

第3回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会の概要

1. 今回の審議会において方針を決定した項目及び、方針決定の内容

①	基本料金と従量料金	方針決定	「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする
②	基本水量		基本水量は廃止する
③	料金体系（口径別、用途別）		口径別料金体系とする
④	メーター使用料		メーター使用料は設定しない
⑤	従量料金		逡増型の従量料金体系を基本とする

※ 今後、具体的な料金設定、算定に際しては、シミュレーションを行いながら、料金水準を検討していく

2. 今回の審議会において委員から意見をいただいた項目及び、主な意見の内容

湯屋（公衆浴場）用・特殊（臨時）用		
①	委員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・（湯屋用、特殊用は廃止して）口径別で統一することが望ましい ・湯屋（公衆浴場）用については、時代にそぐわなくなっており、廃止の方向が望ましい
共同住宅（連用給水装置）		
②	委員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用との不公平感を無くす観点からは、戸数的には少ないが、丸亀・坂出方式の各戸ごとの方が良いのではないかと思う ・高松・東かがわ方式に合わせた場合と、全国的な考え方に合わせた場合で、月々どれくらい差がでるのか、具体的に比較して検討する必要がある
加入金制度		
③	委員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・雨の少ない香川県において、貯水する施設は、今後、さらに必要になってくる可能性があり、加入金制度は維持していく必要がある ・多くの水を使用する企業が香川県に立地した場合等も考えて、加入金制度は残す方向で考えてはどうか ・若い世代が流入して家を建てやすくなるよう、一戸建ての加入金は無くしてはどうか ・水道を維持するための増収という観点から考えると、加入金制度は維持もしくは増額すべきだと考える ・加入金制度は、歴史的にも加入申込みが多い時代に、加入負担金によって施設整備を行ってきたものであり、今後、拡張工事は無いだろうという点や、他の公益事業（電気、ガス）と同じような公益事業料金としての概念からすると、廃止或いは段階的に廃止する方向もあるのではないか
口座割引制度		
④	委員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替を促すのであれば、口座割引ではなく、納付書払いについて、請求書（紙の料金）、郵便料金、人件費などの費用を加算する方法が、財政的にも健全ではないか（口座割引制度は廃止）
福祉減免制度		
⑤	委員からの 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスや電気の公共料金には、こういう福祉減免制度は無いことも踏まえ、水道料金としての減免制度は廃止すべきであり、必要であれば、行政側に非課税世帯を支援する施策を行ってもらうのでよいのではないか

※ 今後、論点を整理し、第5回審議会（令和6年12月開催予定）にて方針案を提示していく

3. 第3回香川県広域水道企業団水道事業等審議会の詳細については、「会議録 第3回（令和6年6月24日開催）」をご覧ください。